

国家公安委員会告示第二十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第一条の規定による指定を受けた講習を行う法人である社団法人全日本ダンス協会連合会から名称の変更の届出があつたので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第一条の五第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月十八日

国家公安委員会委員長 山岡 賢次

一 社団法人全日本ダンス協会連合会の名称

(一) 変更前の名称 社団法人全日本ダンス協会連合会

(二) 変更後の名称 公益社団法人全日本ダンス協会連合会

二 変更の年月日 平成二十三年九月九日